第２９回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２８年１０月３１日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　１８名

２番（会長代理）	井手　重則	１１番	鈴木　信	１８番	福田　孝義
３番	安田　敬司	１２番	渡邉　豊雄	１９番	野邊　秀男
５番	内田　政秀	１３番	谷口　利則	２０番	山下　貴義
６番	欠員	１４番	野邊　俊博	２１番	鳴海　正文
８番	瀬治山秋美	１５番	吉田　友子	２２番	岩下　哲見
９番	日髙　善次	１６番	島田　俊満		
１０番	瀬治山満弘	１７番	金川　勇次		

欠席委員　　２名　　１番（会長）　川﨑　善昭　　７番　塔尾　秀雄

議事録署名委員　　１３番　谷口　利則　　１９番　野邊　秀男

議事日程

第１	報告（合意解約）	農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２	議案第１７９号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第１８０号	農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について
第４	議案第１８１号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第５	議案第１８２号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第６	議案第１８３号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・認定農業者）
第７	議案第１８４号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一般農業者）

会長代理	ただいまから、第２９回農業委員会総会を開催致します。本日は１番委員と７番委員より欠席届が出ていますので、出席委員は１８名でございます。
	議事録署名委員の指名
会長代理	本総会での議事録署名委員の指名をいたします。 議事録署名委員は、１３番　谷口利則　委員、１９番　野邊秀男　委員にお願いします。
会長代理	それでは、審議に入ります前に送付議案書の取下げがありますので、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の取下げをお願いします。 議案第１７９号、農地法第３条の規定による許可申請について、受付番号３番の取下げをお願いします。理由につきましては、申請後に渡人が死亡したため、所有権移転ができないことから取下願が提出されましたので、取下げをお願いします。 次に、議案第１８３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、受付番号３番の取下げをお願いします。併せて、議案第１８４号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、受付番号１番の取下げをお願いします。この２件につきましては、渡人から契約内容の再検討を行いたいとの申し出があり、取下願が提出されましたので、取下げをお願いします。
会長代理	説明はお聞きのとおりであります。ただちに議案審議に入ります。
	報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について
会長代理	まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告させます。
事務局	農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。 今回の合意解約は２件でございます。内容といたしましては、賃貸人からの申し出が解約の理由となっております。

	議案第１７９号：農地法第３条の規定による許可申請について
会長代理	次に議案１７９号は、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。 それでは議案１７９号、先ほど取下げの報告がありました受付番号３番を除く、受付番号１番から６番の５件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１７９号、農地法第３条の規定による許可申請は、先ほど取下げの報告をしました受付番号３番を除く、受付番号１番から６番の所有権移転に関する５件であります。 事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、 であり、今回取下げられた受付番号３番を除く、受付番号１番から６番の５件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会長代理	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
５番	議案第１７９号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番の所有権移転に関

５番	する１件であります。 　受付番号１番につきまして、渡人が高齢により管理できないことから、受人へ無償移転するものであります。受人は申請農地に、水田には水稲・畑には飼料を作付けされ、飼料については畜産農家へ飼料供給を行う計画でございます。受人世帯は現在、水稲１２０アールとWCS７０アールを作付けされており、農業従事状況については本人が３００日、妻が２００日の従事日数があり、機械保有状況・労働力・技術面においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。なお、申請地周囲は水稲及び飼料が作付けされており、農薬散布や水利調整への参加もこれまでどおり行うため問題はありません。 　以上、福島地区委員会において、受付番号１番の所有権移転に関する１件について、慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会長代理	次に、大東地区委員会より受付番号２番の１件の説明をお願いします。
１３番	議案第１７９号、農地法第３条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号２番の所有権移転に関する１件でございます。 　受付番号２番について、渡人は受人の要望により売買を行い、受人は取得後に申請農地の現況が山林であるため、１２月に伐採を行い、１・２月には抜根・耕運を完了することで、現況復旧予定の３月に「へべす」を作付けし、農業経営の規模拡大を図る計画です。受人世帯においては、毎年３００アール以上のミカン・マンゴーなどの栽培を行っているため、機械保有・労働力・技術面において問題なく、効率的な農業経営を行えることと考えます。また、農業従事状況においては、本人及び妻が３００日以上、息子・両親が２７０日以上の農業常時従事があるため、問題ないと考えます。なお、申請地周囲は受人世帯の農地であり、マンゴー・キンカンなどが作付けされていますが、受人の経営農地は山林に囲まれているため、周辺にそれ以外の農地もないことから農薬散布などの問題はありません。 　以上、大東地区委員会において、受付番号２番の所有権移転に関する１件について慎重審議しましたが、農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会長代理	次に、市木地区委員会より受付番号４番から６番の３件の説明をお願いします。
２２番	議案第１７９号、農地法第３条の規定による許可申請について、市木地区は受付番号４番から６番までの所

２２番	有権移転に関する３件でございます。 　まず、受付番号４番と５番は、耕作利便のため相互交換を行うものであります。 　受付番号４番については、申請地に水稲を作付けし、申請地の隣接に自分の田んぼを所有しているため、畦畔をとり１枚にすることで農作業の効率を図ることができます。受人は水稲・ミカン栽培を行い、農業経営に必要な機械保有・労働力もあり、技術面についても問題ありません。効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については、本人が２００日以上、妻が１５０日の従事日数があるため問題ありません。 　受付番号５番は、申請地に水稲を作付けし、申請地の隣接に同じく田んぼを所有しており、利便性が向上することで効率的な農業経営を行っていけると考えます。受人は、水稲・ポンカンを栽培されており、農業経営に必要な機械保有・労働力・技術面も問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については、本人が３００日以上、妻が１５０日以上の従事日数があり、問題はありません。受付番号４番と５番の周辺農地は、水稲が作付けされており、農薬散布防除や水利調整に参加するため問題はありません。 　受付番号６番については、渡人が高齢で管理できないため売買するものです。受人は申請地へ水稲を作付けし、規模拡大を図ります。受人は水稲・ポンカンなどを栽培しており、農業機械保有・技術面からみても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事日数も本人が３００日以上、妻が２８０日以上、弟が２５０日以上の従事日数があり、問題はないと思います。周辺地域は水稲を作付けしており、農薬散布や水利調整へもこれまでどおり参加されるため問題はありません。 　以上、市木地区委員会は受付番号４番から６番の所有権移転に関する３件について、慎重審議してきましたが、３件すべてが該当要件を満たしているため、何も問題ないと考えます。ご審議方お願いします。
会長代理	説明はお聞きのとおりであります。 　これより議案第１７９号、取下げのあった受付番号３番を除く、受付番号１番から６番の５件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会長代理	ないようですので、議案第１７９号、取下げのあった受付番号３番を除く、受付番号１番から６番の５件に

会長代理	ついて、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会長代理	異議なしということでありますので、議案第１７９号、取下げのあった受付番号３番を除く、受付番号１番から６番の５件について、許可することに決定します。 **議案第１８０号：農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について**
会長代理	次に議案第１８０号は、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 それでは議案第１８０号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８０号、農地法第４条の規定による許可申請は、受付番号１番の１件であります。 農地法第４条第６項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第８条第１項第１号に規定されている「準住居地域」に該当し、「第３種農地」に区分されることから、農地法第４条第６項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番の１件につきま

事務局	しては、農地法第４条第６項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会長代理	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、受付番号１番の１件について、福島地区委員会より調査結果の報告並びに補足の説明をお願いします。
５番	議案第１８０号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番の１件であります。 受付番号１番については、申請人は申請地取得後、個人住宅２棟を建築しているが、地目を変更していなかったため今回申請するものであります。申請地周辺は住宅化の進んでいる地域で、一部隣接する農地はありますが、境界にはブロックが積んであり、雨水の排水は西側の既存側溝へ流すため、土砂流失のおそれはありません。生活排水については、下水道へ流すことで周辺農地へ支障をおよぼすようなことはないと思われます。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の１件を慎重審議してまいりましたが、すべての農地法第４条の許可要件を満たしており、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会長代理	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第１８０号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会長代理	ないようですので、議案第１８０号、受付番号１番の１件について決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会長代理	異議なしということでありますので、議案第１８０号、受付番号１番の１件は許可相当とし、意見を付して県へ進達いたします。 議案第１８１号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について

会長代理	次に議案第１８１号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。それでは議案第１８１号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８１号、農地法第５条の規定による許可申請は、受付番号１番から２番の所有権移転に関する２件と、受付番号３番の賃借権の設定に関する１件であります。 農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第８条第１項第１号に規定されている、「第一種住居地域」に該当するため、「第３種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 次に、受付番号２番と３番の２件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から３番の３件につきましては、許可要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会長代理	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。そ

会長代理	れでは、福島地区委員会より受付番号１番から２番の２件の説明をお願いします。
５番	議案第１８１号、農地法第５条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番と２番の２件であります。 まず受付番号１番につきましては、譲受会社に隣接している申請地に、太陽光システムを設置し、売電事業の規模拡大を図るものであります。併せて隣接する譲受会社の土地にも太陽光システムを設置することから、管理面や利便性を図ることを目的としています。申請地の北側・東側・南側は道路が隣接し、西側は畑でありますので、畑との境界に畦畔を設けることから土砂流失を防ぐことができるため問題なく、雨水は道路排水路に流すため問題ありません。また、危険防止のため発電事業箇所には防護柵を設置するとのことでありました。 次に受付番号２番につきましては、渡人が高齢のため管理できないことから、受人が申請地に植林を行い、山林として管理していく計画であります。申請地周辺は山林地帯であるため農地はなく、周囲に影響を与えることはないと思われます。雨水については、排水路を作り隣接する水路へ流すため問題ありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番と２番の２件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会長代理	次に本城地区委員会より、受付番号３番の１件の説明をお願いします。
１７番	議案第１８１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、本城地区は受付番号３番の１件であります。 受付番号３番は、宮崎県が実施する農地保全整備事業に伴い、工事請負事業所である譲受会社が、申請地に現場事務所及び資材置場として一時転用に利用する計画です。一時転用期間は、平成２８年１１月２１日から平成２９年３月３１日です。申請地に隣接する農地がありますが、土砂流失防止のため畦畔を設置し、雨水は緩やかな勾配をつけることで東側河川へ排水させますので、作物への影響はありません。なお、期間満了は現状復旧を行い、渡人に返還されることから問題ないと思います。 以上、本城地区委員会におきまして、受付番号３番の１件を地区委員会で慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会長代理	説明はお聞きのとおりでございます。

会長代理	これより、議案第１８１号、受付番号１番から３番の３件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会長代理	ないようですので、議案第１８１号、受付番号１番から３番の３件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会長代理	異議なしということでありますので、議案第１８１号、受付番号１番から３番の３件は許可相当とし、受付番号２番は県常設審議委員会へ意見聴取を求め、受付番号１番と３番の２件は、意見を付して県へ進達いたします。
	農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案
会長代理	次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。
事務局	平成２８年１０月分につきましては、串間市長より平成２８年１０月２１日付で、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。 内容につきましては、議案第１８２号・所有権移転が３件・面積が４，３９４㎡、議案第１８３号・受人が認定農業者である利用権設定が３件・面積４７，１７９.３４㎡でございます。
会長代理	説明はお聞きのとおりであります。 それでは、ただいまから市からの提案について審議に入ります。
	議案第１８２号：農用地利用集積計画の承認について　所有権移転
会長代理	議案第１８２号は、農用地利用集積計画の所有権移転分についてであります。 それでは議案第１８２号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第１８２号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分の受付番号１番から３番の３件について説明いたします。 「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、 第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること。 第２号）イ　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 第２号）ロ　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番から３番の３件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。 皆さんのご審議をお願いいたします。
会長代理	説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、受付番号１番から３番の３件について、大東地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１３番	議案第１８２号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、大東地区は受付番号１番から３番までの３件であります。 受付番号１番から３番までの３件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、大東地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から３番までの３件において、該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会長代理	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第１８２号、受付番号１番から３番の３件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）

会長代理	ないようでございますので、議案第１８２号、受付番号１番から３番の３件について、承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会長代理	異議なしということでありますので、議案第１８２号、受付番号１番から３番の３件を承認して市へ通知します。
	議案第１８３号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・認定農業者分
会長代理	次に議案第１８３号は、農用地利用集積計画の利用権設定・認定農業者分についてであります。 それでは、議案第１８３号、取下げのあった受付番号３番を除く、受付番号１番から４番の３件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分は、取下げのありました受付番号３番を除く、受付番号１番から４番の３件であります。 事務局によります申請書類の審査において、この３件につきましては、議案第１８２号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会長代理	説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会から受付番号１番の１件の説明をお願いします。
５番	議案第１８３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、福島地区は受付番号１番の１件であります。 受付番号１番は、親から子への経営移譲による申請です。「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件において、該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。

会長代理	次に大束地区委員会より、受付番号２番の１件の説明をお願いします。
１３番	議案第１８３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、大束地区は受付番号２番の１件でございます。 受付番号２番の１件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及びその世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、大束地区委員会において慎重審議してきましたが、受付番号２番の１件は該当要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会長代理	次に本城地区委員会より、受付番号４番の１件の説明をお願いします。
１７番	議案第１８３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、本城地区は受付番号４番の１件であります。 受付番号４番は、父から子への利用権を再設定するものであります。受人は施設キュウリと早期水稲の複合経営を行っており、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、串間市の基本構想に適合した申請内容となっており、農家経営に必要な農業機械の保有があり、労働力は本人が３００日以上、妻が３００日以上あり、また、技術面からみて問題なく効率的な農業経営を行えます。 以上、本城地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号４番の１件は該当要件を満たしているため、何も問題ありません。本会議での審議方お願いします。
会長代理	説明はお聞きのとおりであります。これより議案第１８３号、取下げのあった受付番号３番を除く、受付番号１番から４番の３件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会長代理	ないようでございますので、議案第１８３号、取下げのあった受付名番号３番を除く、受付番号１番から４番の３件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）

会長代理	異議なしということでありますので、議案第１８３号、取下げのあった受付番号３番を除く、受付番号１番から４番の３件を承認して市へ通知します。
	議案第１８４号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・一般農業者分
会長代理	次に議案第１８４号、農用地利用集積計画の利用権設定・一般農業者分につきましては、取下げられましたので、未審議といたします。
会長代理	以上で、議案審議は全部終了しました。慎重・審議、誠にありがとうございました。